

平成27年5月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2記載の原処分を取り消し、障害認定日とその受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

本件は、平成○年○月○日を初診日とする統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求(以下「前回裁定請求」という。)をした請求人に対し、厚生労働大臣が、平成○年○月○日付で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める1級10号に該当するとして、受給権発生日を平成○年○月○日とし、その翌月から障害等級1級の障害基礎年金の支給をする旨の処分をしたが、請求人は、障害認定日においても当該傷病により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。)ところ、厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「障害認定日による請求のあった傷病『統合失調症』について、認定日における障害の状態が不明のため。」という理由により、本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をしたため、請求人が、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたものである。

なお、本件裁定請求時に提出された診断

書は、a病院b科・A医師(以下「A医師」という。)作成の平成○年○月○日現症に係る同日付診断書(以下「平成○年現症診断書」という。)のみであった。

第3 当審査会の判断

1 障害認定日による請求として障害基礎年金を受給するためには、障害認定日における障害の状態が、国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当することが必要とされる。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成○年○月○日であり、障害認定日は当該初診日から起算して1年6か月を経過した平成○年○月○日であること、前回裁定請求日(平成○年○月○日)当時における請求人の当該傷病による障害の状態が国年令別表に定める1級の程度に該当していることについては、いづれも、当事者間に争いがないと認められるところ、請求人は、障害認定日から3か月以内に医療機関を受診しておらず、障害認定日から6か月後に受診したc病院作成の平成○年○月○日を診療開始年月日とする診療録(以下「本件診療録」という。)等の資料を提出し、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、提出されている平成○年現症診断書、本件診療録等の資料によって、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める程度に該当していることと認められるかどうかである。

3 障害基礎年金の裁定において、裁定請求に係る障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める障害の程度に該当するかどうかは、受給権の発生・給付の内容にかかわる重要なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいまでもないところである。国年法施行規則が、障害基礎年金の裁定請求書には、「障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」を添えなければならないと規定し(国

年法施行規則第31条第2項第4号)、上記の認定は医師又は歯科医師の診断書によって行われる旨を定めているのも、この趣旨によるものと解される。

そして、障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、それに依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。))が定められているところ、その「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」には、「障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行う。ただし、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合……には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行う。また、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集する。」とされている。

そうして、障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するか否かは、認定すべき時期に、障害の状態について直接診断を行った医師(歯科医師を含む。以下、同じ。)ないし医療機関が診断当時を作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診断の行われたときに作成した診療録等のいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料(このような趣旨に合致した診断書等の資料を、以下、便宜上、「障害状態認定適格資料」という。)によって行われなければならないと解するのが相当である。本件におけるように、障害の状態について、認定対象とすべき障害認定日を現症とする診断書が提出されていない場

合には、障害の状態がいかなる程度かを認定することができないとするのも、やむを得ないことといわなければならない、それと異なる時期を現症とする診断書やその他の資料によって認定対象時期における障害の状態を推定して認定することも、時にそれを是認する場合もあり得ないではないにしても、例外的扱いとして慎重に対応することが要請されているというべきである。

以上のような観点から、本件において提出されている全ての資料の中から、作成者及びその記載内容からみて本件障害の状態に係る障害状態認定適格資料として認められるものをすべて挙げると、①平成〇年現症診断書、② d病院 e科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ 本件診療録、及び、④ A医師作成の平成〇年〇月〇日付「請求人さんの認定日の状況に関する意見書」と題する書面(以下「医師意見書」という。)であり、これらの他には存しないところ、これらの各資料(以下、それぞれ「資料①」などという。)をみると、次のとおりである。

(略)

以上の各資料によれば、障害認定日当時、請求人は、産褥期精神病あるいは統合失調症のために幻聴など精神症状があり、日常生活活動にも影響のあったことが推察されるものの、妊娠中のために医療機関への通院を止め、必要な薬物療法も自己判断で中断しており、医師による治療や生活指導も受けておらず、当時においていかなる日常生活能力の判定及び日常生活能力の程度にあったのかを正確に判断する資料はない。すなわち、本件において提出されているどのような資料によっても、また、それら複数の資料を併せてみても、本件障害の状態がどのような程度のものであったのかを判断することはできない。

なお、病歴状況申立書(国民年金用)によれば、請求人の障害認定日当時に相当する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇

月頃までの状況として、「〇月〇日から〇日まで入院する。退院後は、f 病院の e 科にて薬物療法を受ける。病院の医療事務として短期間就労した。仕事の責任からプレッシャーがかかり不安定になる。平成〇年〇月妊娠が判明し、自己判断で薬の服用を中断する。出産までの間は、薬を飲んでいなかったため、育児をしながらストレスのかかった生活を強いられ、症状は大変重かった。」とされ、また、請求人の夫作成の「請求人さんの同居家族による日常生活状況の申立 認定日（平成〇年〇月〇日）時点」と題する書面には、適切な食事の摂取に関すること、身辺の清潔保持に関すること、金銭管理と買物、通院と服薬に関すること、他人との意志伝達及び対人関係に関すること、身辺の安全保持及び危機対応に関すること、社会性に関する事について記載され、妊娠中なので、服薬を控えており、症状が悪くてもそれが妊娠によるものであると考え、e 科への通院は考えられなかったとし、幻聴などの症状がたびたび現れ、家にいると不安感に襲われ、希死念慮があり、常に家人の支援、見守りが必要な状態で、就労は困難であったとされているが、いずれについても、請求人の症状や障害の状態に関する部分については、これを認めるに足る客観的資料がなく、また医学的管理のもとでの医師による判断に基づくものでもないことから、これらの書面の記載内容をそのまま採用することはできない。請求人は、本件診療録記載の処方薬から障害の状態が裏付けられると主張するが、障害認定日から6か月後のものである上、薬の内容や量に照らしても、これにより、本件障害の状態を判断することはできない。

4 以上みてきたように、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態が実際にどのようなもので、それが国年令別表に定めるいかなる障害等級に該当するかどうかについては、これを客観的かつ公正、公平に判断することはできない。

5 そうすると、原処分は相当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。